

奨学金の返還を支援します!!

「伊豆の国市Uターン促進奨学金返還支援補助金」

市では、大学などに進学するため県外に転出した本市出身者のUターンを促進するため、市にUターンし、就業などをしながら奨学金を返還する若者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金の概要

● 交付対象の奨学金

日本学生支援機構が貸与する奨学金

● 補助対象者

次のいずれにも該当する人

- ①本市に住所を有し、32歳以下(昭和62年4月2日以降生まれ)であること
- ②本市出身者で、県外の大学などを卒業していること
- ③大学などを卒業した日から交付申請日までに、1年以上就業などをしていないこと
- ④交付申請日時点で就業などをしていないか失業保険などを受けていること
- ⑤自らが貸与を受けた奨学金の返還を

行っていること

⑥奨学金の返済に対する助成を他から受けていないこと

⑦本補助金の交付決定を受けていないこと

⑧市の税金を滞納していないこと
⑨暴力団の構成員などでないこと

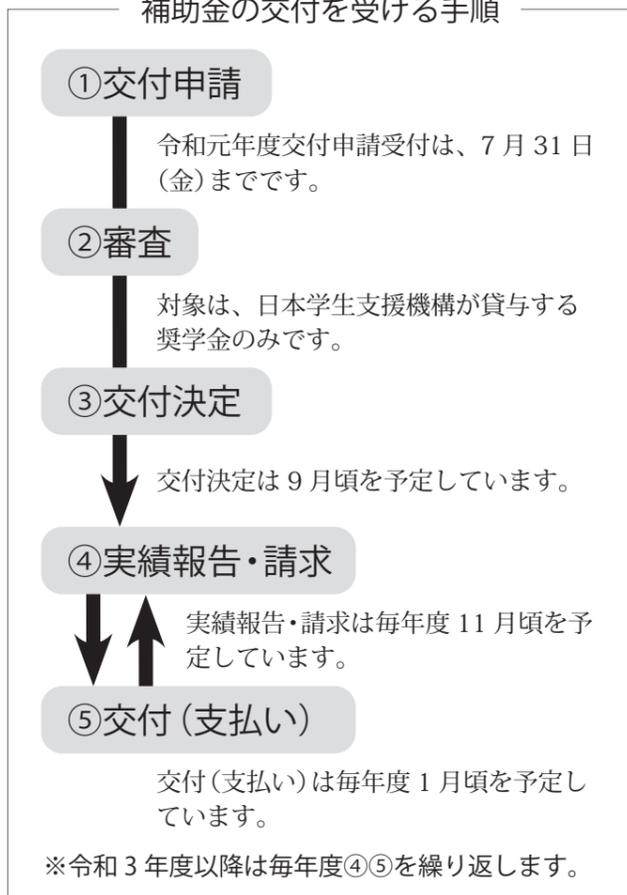
● 補助金額

1年度につき、交付年度の前年度10月～交付年度9月の間に返還した奨学金の金額(元金に限る)に相当する金額以内で、上限は3万6千円です。

● 補助期間

補助期間は、就業開始年度と市への転入年度の組み合わせで、最大7年間です。

補助金の交付を受ける手順



● 交付申請受付期間

令和2年度の申請は7月31日(金)まで受け付けます。

※詳しくは市HPをご覧ください。直接問い合わせください。

地元に戻って働こう!



政策戦略課
055(948)1413

子育て世代必見!!

母子家庭・父子家庭の人へ

ひとり親家庭等医療費助成の手続きを!

○ 継続申請

受給者には、5月末に更新手続きの案内を郵送します。申請書の提出がない場合、7月以降受給することができませんので、必ず提出してください。

申請方法/①郵送(案内に同封された返信用封筒に、申請書・必要書類を入れて返送・切手不要) ②大仁庁舎窓口で申請

○ 新規申請

今まで所得状況により受給できなかった人も、令和元年分の所得や家族状況に変更があった場合、7月から受給できることがあります。該当すると思われる人は申請してください。

持ち物/①印鑑 ②健康保険証の写し(家族全員分) ③申請者名義の通

保健福祉・子ども・子育て相談センター
0558(76)8008

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、なるべく郵送での提出をお願いします。



児童手当現況届(更新手続き)の提出を!

6月は、児童手当の年度更新月。児童手当を6月以降も引き続き受給するには、「現況届」の提出が必要です。対象者には、6月上旬に「児童手当現況届」の案内を郵送します。提出がない場合、6月分以降の手当を受給することができませんので、必ず提出してください。

○ 現況届の提出方法

受付期間/6月4日(木)～30日(火)

(平日のみ) 8時30分～17時15分

提出方法/①郵送(案内に同封の返信用封筒で返送、切手不要)で提出

②マイナポータルからの電子申請(マイナンバーカード、カードリーダーが必要) ③保健福祉・子ども・子育て相談センター窓口を持参して提出(持ち物/現況届、印鑑、受給

者(保護者)の健康保険証)

▼受給者(保護者)や児童の状況などにより、必要書類が変わります。詳しくは、案内をご覧ください。

▼添付書類不足や記入漏れは受け付けできません。

▼出生や当市への転入により、5月に認定請求し、6月分からの支給として認定される人は、現況届の提出は不要です。

児童手当を支払います

6月15日(月)に、2月分から5月分までの児童手当を指定口座に振り込みます。16日(火)以降、口座をご確認ください。
子育て世帯臨時特別給付金は、7月上旬頃支給予定です。